

◎新潟県病院局告示第2号

地方公営企業法に基づく金融機関の指定（昭和52年3月新潟県病院局告示第3号）の一部を次のとおり改正し、令和3年1月1日から実施する。

令和3年1月8日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条第1項ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定により、新潟県病院局の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり定め、昭和52年4月1日から実施する。</p> <p>なお、地方公営企業法による金融機関の指定（昭和39年3月新潟県病院局告示第3号）の告示は廃止する。</p> <p><u>株式会社第四北越銀行</u></p> <p>株式会社大光銀行 新井信用金庫 上越信用金庫 新潟県労働金庫</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条第1項ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定により、新潟県病院局の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり定め、昭和52年4月1日から実施する。</p> <p>なお、地方公営企業法による金融機関の指定（昭和39年3月新潟県病院局告示第3号）の告示は廃止する。</p> <p><u>株式会社第四銀行</u> <u>株式会社北越銀行</u> 株式会社大光銀行 新井信用金庫 上越信用金庫 新潟県労働金庫</p>